



山形県公報

平成17年2月25日(金)
第1621号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を  
改正する規則..... (生産流通課) ...158

### 告 示

山形県里山環境保全地域の指定の予定..... (環境保護課) ... 同  
山形県里山環境保全地域の保全計画の予定..... ( 同 ) ... 同  
漁船損害等補償法施行令の規定による付保義務の同意を求めるための事前届出..... (農政企画課) ...159  
指定居宅サービス事業者の指定..... (置賜総合支庁福祉課) ... 同  
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... (農村計画課) ...160  
土地改良事業の工事の完了に係る届出..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同  
土地改良区連合の役員の退任の届出..... ( 同 ) ... 同  
土地改良区連合の役員の就任の届出..... ( 同 ) ... 同  
民有保安林の指定の予定..... (森 林 課) ...161  
都市公園の区域の変更..... (都市計画課) ... 同  
都市計画事業の変更の認可の告示..... ( 同 ) ...163  
同 ..... ( 同 ) ... 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則4 - 6 (一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則..... 同

#### 告 示

平成16年3月19日号外山形県人事委員会告示第1号(人事委員会事務局長に対する任期付職員及び  
任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任)の一部改正.....164

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出..... (商業振興課) ... 同  
同 ..... ( 同 ) ...165  
大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見..... ( 同 ) ...167  
一般競争入札の公告..... (出 納 局) ... 同  
同 ..... ( 同 ) ...168

### そ の 他

環境影響評価評価書の縦覧..... (交通基盤課) ...169

## 規 則

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年 2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第4号

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則（平成8年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同表の漁期」を「同表の採捕の種類欄に掲げる採捕の種類及び同表の漁期」に改め、同項の表を次のように改める。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採捕の種類                     | 漁 期              | 集計日   | 期 限       |
|-------------|---------------------------|------------------|-------|-----------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>(うち手繰第一種漁業) | 9月1日から同月30日までの間  | 9月30日 | 10月10日    |
|             |                           | 10月1日から同月31日までの間 | 旬の末日  | 当該旬の翌旬の末日 |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 3月1日から同月31日までの間  | 3月31日 | 4月10日     |
|             |                           | 4月1日から同月30日までの間  | 旬の末日  | 当該旬の翌旬の末日 |

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第149号

山形県自然環境保全条例（昭和48年3月県条例第21号）第14条の2第1項の規定により、里山環境保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉部環境課並びに村山市役所において縦覧に供する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成17年3月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年 2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名 称 山形県河島山里山環境保全地域
- 2 区 域 縦覧に供する区域図のとおり。

### 山形県告示第150号

山形県自然環境保全条例（昭和48年3月県条例第21号）第14条の3第1項の規定により、山形県河島山里山環境保全地域に関する保全計画を次のとおり決定する予定であるので、関係図書を、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉部環境課並びに村山市役所において縦覧に供する。

なお、当該里山環境保全地域に係る住民及び利害関係人は、この告示に係る保全計画について、平成17年3月11日までに知事に意見書を提出することができる。

平成17年 2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県河島山里山環境保全地域保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境等の特質

当地域は、山形盆地北西部に位置し、最上川と農村集落、農地に囲まれた低地丘陵であるとともに、多種多様な動植物が生育する自然が残っている。これらの里山環境は、自然の営力と人為のバランスが調和して創成されてきたものであり、利用者の安全と景観維持に配慮しながら保全すべき貴重な里山地域となっている。

(2) 権利制限関係等の概要

当地域には、県指定文化財の河島山遺跡が存するほか、地域の一部は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく基点銃猟禁止区域に指定されている。また、一帯は昭和63年から平成2年にかけて村山市が河島山環境林整備事業を行い、散策路、防火帯兼用広場を整備している。

(3) 保全施設に関する方針

保全施設として、巡視歩道、防火施設、砂防施設、標識その他これに類する施設の整備及び病害虫除去、植生復元のための事業を必要に応じて実施する。

2 自然環境の保全のための施設に関する事項

縦覧に供する保全施設計画図のとおりとする。

3 自然環境の保全に資する里山環境保全地域及びその周辺の地域における農林漁業その他の人の活動に関する事項

農林業及び遺跡等機能との調整を図りつつ、自然の回復力を超えない範囲の適度な自然利用を継続しながら地域内の自然環境を保全することを基本とする。

山形県告示第151号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めることについて、次のとおり届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を、平成17年2月25日から同年3月11日までの間山形県漁業協同組合において縦覧に供する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 発起人の住所及び氏名

|                |         |
|----------------|---------|
| 酒田市飛島字法木乙202番地 | 池 田 幸一郎 |
| 同 字勝浦甲52番地1号   | 本 間 幸 吉 |
| 同 字中村甲90番地     | 佐 藤 長 作 |
| 同 字法木乙272番地    | 齋 藤 半 一 |

2 加入区の名称

飛島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

山形県漁業協同組合

山形県告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------------|----------------------------------|-----------|-------------|
| 有限会社セスナー<br>南陽市宮内778番地1号 | のびのびケア竹とんぼ<br>東置賜郡高畠町大字入生田2068-1 | 訪 問 介 護   | 平成17. 2. 16 |

## 山形県告示第153号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名          | 地区名  | 工事完了年月日    |
|--------------|------|------------|
| 広域営農団地農道整備事業 | 村山東部 | 平成15年3月31日 |
| 農業用水再編対策事業   | 天童   | 平成16年3月22日 |

## 山形県告示第154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称   | 地区名  | 事業の名称    | 工事完了年月日   |
|----------|------|----------|-----------|
| 今野川土地改良区 | 上野新田 | 基盤整備促進事業 | 平成17年2月3日 |

## 山形県告示第155号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、赤川土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                   |
|----------|-------|----------------------|
| 理事       | 星川 長八 | 酒田市大字黒森乙102番地の1      |
| 同        | 五十嵐 昇 | 東田川郡榊引町大字板井川字片茎112番地 |
| 同        | 五十嵐 繁 | 同 大字松根字中松根61番地       |
| 同        | 佐藤 正勝 | 東田川郡三川町大字猪子甲328番地    |
| 監事       | 清和 亮次 | 同 大字助川字北畑232番地       |
| 同        | 松浦 茂  | 鶴岡市大字小淀川丙15番地        |

## 山形県告示第156号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、赤川土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                   |
|----------|-------|----------------------|
| 理事       | 五十嵐 繁 | 東田川郡榑引町大字松根字中松根61番地  |
| 同        | 佐藤 正勝 | 同 三川町大字猪子甲328番地      |
| 同        | 星川 長八 | 酒田市大字黒森乙102番地の1      |
| 同        | 五十嵐 昇 | 東田川郡榑引町大字板井川字片茎112番地 |
| 監事       | 松浦 茂  | 鶴岡市大字小淀川丙15番地        |
| 同        | 清和 亮次 | 東田川郡三川町大字助川字北畑232番地  |

## 山形県告示第157号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成17年2月25日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 保安林予定森林の所在場所

飽海郡八幡町下青沢字高森71、73-1、73-2、75、79-3、94-3、94-4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第158号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第2条第2項の規定により定めた山形県総合運動公園の区域を次のように変更し、平成17年3月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋藤 弘

山形県総合運動公園の区域

次の図のとおり



## 山形県告示第159号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・6・1号新築西通り二口橋線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成17年2月17日 東北地方整備局告示第20号

## 山形県告示第160号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・2号鶴岡駅櫛引線、3・4・9号鶴岡駅外内島線及び3・4・16号鶴岡駅錦町線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成17年2月17日 東北地方整備局告示第21号

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第10条第1項中「第5条第2項及び第6条第2項」を「第7条第3項及び第8条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県人事委員会告示第1号

平成16年3月19日号外山形県人事委員会告示第1号(人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任)の一部を次のように改正する。

平成17年2月25日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

第2項中「第5条第2項及び第6条第2項」を「第7条第3項及び第8条第3項」に改める。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年6月25日まで縦覧に供する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋藤弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山交ビル  
山形市香澄町三丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマコー 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
代表取締役 武田 吉則
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称               | 住 所                 | 代表者の氏名    |
|-------------------|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 ダ イ エ ー   | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 高 木 邦 夫   |
| 株式会社ヤマトエステート      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号  | 矢 嶋 孝 敏   |
| 株 式 会 社 た け うち    | 兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28  | 竹 内 寛     |
| 株 式 会 社 キ ャ ン ド ウ | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号     | 城 戸 博 司   |
| 株 式 会 社 志 鎌 園     | 山形市流通センター二丁目5番4号    | 志 鎌 秀 人   |
| 株 式 会 社 十 一 屋     | 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番24号    | 松 倉 公 一   |
| 有 限 会 社 ア キ バ 園   | 山形市やよい二丁目4番5号       | 秋 葉 匡     |
| 有 限 会 社 三 浦 屋     | 山形市小姓町7番18号         | 三 浦 日 出 男 |



(変更後)

| 名 称          | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|--------------|---------------------|--------|
| 株式会社ダイエー     | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 蓮見敏男   |
| 株式会社ヤマトエステート | 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番3号  | 矢嶋孝敏   |
| 株式会社たけうち     | 兵庫県赤穂市加里屋2164番地の28  | 竹内寛    |
| 株式会社キャンドウ    | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号     | 城戸博司   |
| 株式会社志鎌園      | 山形市流通センター二丁目5番4号    | 志鎌秀人   |
| 株式会社十一屋      | 山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番24号    | 松倉公一   |
| 有限会社アキバ園     | 山形市やよい二丁目4番5号       | 秋葉匡    |
| 有限会社三浦屋      | 山形市小姓町7番18号         | 三浦日出男  |

## 4 変更年月日

平成16年10月22日

## 5 届出年月日

平成17年2月4日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年6月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成17年6月25日まで縦覧に供する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

庄交ターミナルビル

酒田市幸町二丁目1番67外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ダイエー 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表取締役 蓮見 敏男

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称      | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 株式会社ダイエー | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 高木 邦夫  |

(変更後)

| 名 称      | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 株式会社ダイエー | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 蓮見 敏男  |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称    | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------------------|--------|
| 株式会社ダイエー  | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 高木 邦夫  |
| 竹内和男      | 酒田市二番町1番1号          |        |
| 株式会社三貴    | 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号    | 木村 和巨  |
| 有限会社桜井洋装店 | 酒田市新橋五丁目11番19号      | 桜井 治   |

(変更後)

| 氏名又は名称    | 住 所                 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------------------|--------|
| 株式会社ダイエー  | 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1 | 蓮見 敏男  |
| 竹内和男      | 酒田市二番町1番1号          |        |
| 株式会社三貴    | 東京都豊島区東池袋三丁目4番3号    | 木村 和巨  |
| 有限会社桜井洋装店 | 酒田市新橋五丁目11番19号      | 桜井 治   |

4 変更年月日

平成16年10月22日

5 届出年月日

平成17年2月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年6月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成17年3月25日まで縦覧に供する。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト山形花楸店  
山形市花楸二丁目11番2号外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成16年10月5日
- 3 意見の概要  
商業宣伝を目的とした拡声機の使用については、「山形県生活環境の保全等に関する条例」で使用に関する基準が定められているので、当該基準を遵守すること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、パソコンネットワークシステムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日 時 平成17年3月7日(月)午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量  
パソコンネットワークシステム 一式
  - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成17年3月31日(木)
  - (4) 納入場所 東置賜郡高畠町大字一本柳2788番地 山形県立高畠高等学校
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行なう体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 8の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年3月1日(火)午後1時までに提出すること。この場合において、当該仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県広報誌「県民のあゆみ」の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年2月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成17年4月7日(木)午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
山形県広報誌「県民のあゆみ」  
年間予定数量 4,780,800部程度(年12回発行 1回当たり398,400部程度)
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び次に掲げる仕様ごとの仕様書による。  
4頁版(年10回発行 年間予定数量 3,984,000部程度)  
8頁版(年2回発行 年間予定数量 796,800部程度)
- (3) 契約期間 契約締結日から平成18年3月31日まで。
- (4) 納入期限 各発行号ごとに入札説明書により指定する。
- (5) 納入場所 各発行号ごとに入札説明書により指定する。
- (6) 入札方法 (2)の 及び ごとの1部当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積もり金額は小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2723

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

## 7 落札者の決定の方法

2の(6)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(2)の 及び ごとの入札価格にそれぞれの年間予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者のうち、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成17年4月4日(月)午後1時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Yamagata Prefectural Public Relations Magazine "Steps Forward" ("Kenmin no ayumi") Quantity : approximately 4,780,800 copies yearly ( 12 publications per year of approximately 398,400 copies each )
- (2) Time-limit for tender : 10 : 00 A.M. , April 7, 2005
- (3) Contact point for the notice: Commodity supplies Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome , Yamagata-shi , Yamagata-Ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

---

## そ の 他

---

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第21条の規定に基づき一般国道47号新庄古口道路環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同法第27条の規定に基づき、次のとおり公告し当該評価書を縦覧に供する。

平成17年2月25日

国土交通省東北地方整備局長 森 永 教 夫

## 一 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 1 事業者の名称 国土交通省東北地方整備局
- 2 代表者の氏名 国土交通省東北地方整備局長 森永 教夫
- 3 事務所の所在地 宮城県仙台市青葉区二日町9番15号

## 二 対象事業の名称、種類及び規模

- 1 名称 一般国道47号 新庄古口道路
- 2 種類 一般国道の改築
- 3 規模 延長約11km

## 三 対象事業が実施されるべき区域

起 点 山形県新庄市  
終 点 山形県最上郡戸沢村  
通過地 山形県新庄市、同県最上郡戸沢村

## 四 関係地域の範囲

山形県新庄市、同県戸沢村及び大蔵村及び鮭川村

## 五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

- 1 縦覧の場所 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所  
山形県 土木部 交通基盤課  
山形県 最上総合支庁 建設部 道路計画課  
新庄市 建設課

戸沢村 建設水道課

大蔵村 地域整備課

鮭川村 産業建設課

2 縦覧の期間 平成17年 2月25日(金)から平成17年 3月24日(木)まで(土曜日、日曜日、休日を除く。)

3 縦覧の時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで。

(山形県土木部交通基盤課及び山形県最上総合支庁建設部道路計画課の縦覧時間については午前 8 時45分から午後 5 時15分までとする。)